

5.5 廃棄物

5.5.1 工事の施行中

(1) 調査事項

調査事項は、表5.5-1(1)及び表5.5-1(2)に示すとおりである。

表5.5-1(1) 調査事項

<p>予測した事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法 ・建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法
<p>予測条件の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土地改変等の状況 ・鉄道施設の建設等の状況
<p>環境保全のための措置の実施状況</p>	<p>予測に反映した措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・撤去されるレール、マクラギ及びバラストは、再利用及び再資源化に努める。 ・既存構造物の撤去に伴い発生する鉄骨及びコンクリート塊等の建設廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」（平成28年4月 東京都）に基づき、再利用及び再資源化に努める。 ・建設発生土については、事業区間内での再利用に努め、場外に搬出する総量の削減に努めるとともに、搬出する場合は、「東京都建設リサイクルガイドライン」（令和2年4月 東京都）に基づき、他の公共事業への利用や再利用センター等に指定地処分する等、建設発生土の有効利用を行う。 ・建設泥土については、「東京都建設泥土リサイクル指針」（平成30年4月 東京都）や「東京都建設リサイクル推進計画」に基づき、縮減、再資源化に努める。 <p>予測に反映しなかった措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TBH工法等の掘削で使用し、回収された安定液については、現場内で循環利用することにより、総量を削減し、発生を抑制する。 ・バケット掘削により発生する掘削土のうち、礫(れき)質土及び砂質土については、掘削中に仮置き・水切りし、泥状を呈しない状態となったものは、建設発生土として有効利用する。なお、泥状を呈する場合は、建設泥土として取り扱う。 ・再利用及び再資源化が困難な建設廃棄物、建設発生土及び建設泥土については、関係法令を遵守し、適正に処理する。

表5.5-1(2) 調査事項

環境保全のための措置の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック、ガラス、建設混合廃棄物等の建設廃棄物について、余剰材を発生させない施工計画、原寸発注（プレカット）等を採用する等、廃棄物の発生の抑制に努め、排出量を把握するとともに、現場内での分別解体等を行い、可能な限り再資源化に努め、再資源化が困難な廃棄物については、関係法令を遵守し適切に処理する。また、建設混合廃棄物については、「東京都建設リサイクル推進計画」に定める目標値を満足するよう再資源化等を行う。 ・撤去予定の建物等に特別管理産業廃棄物は確認されていないが、万一、撤去段階で確認された場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理する。 ・駅等の鉄道施設において図面による調査を行った結果、特別管理廃棄物（廃石綿等）は確認されなかったが、解体作業時の事前調査等においてアスベスト成形板が確認された場合は、「アスベスト成形板対策マニュアル」（平成29年12月 東京都）に基づき、除去、運搬、処分等を適正に行う。 ・計画・設計段階においては、建設発生土・建設廃棄物の発生抑制の計画を検討する等、発生抑制に努める。
-----------------	--

(2) 調査地域

調査地域は、廃棄物及び建設発生土の排出される工事区域とする。

(3) 調査手法

調査手法は、表5.5-2(1)及び表5.5-2(2)に示すとおりとする。

表 5.5-2(1) 調査手法

予測した事項	調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・既存構造物の解体撤去に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法 ・建設工事に伴う建設発生土・建設廃棄物の排出量、再利用・再資源化量及び処理・処分方法
	調査時点	廃棄物及び建設発生土の排出される期間の随時とする。
	調査地点	廃棄物及び建設発生土の排出される工事区域とする。
	調査方法	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物の排出量 建設廃棄物の発生量、再利用量、処理・処分の状況について収集・整理し、予測した区分ごとに集計する。また、事業区間内での再利用・再資源化が困難な廃棄物は、マニフェスト票等を確認し整理する。 ・建設発生土の排出量 建設発生土及び建設泥土の発生量、再利用量、処理の状況について収集・整理する。また、事業区間内での再利用・再資源化が困難な建設発生土及び建設泥土は、マニフェスト票等を確認し整理する。

表 5.5-2(2) 調査手法

予測条件 の状況	調査事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改変等の状況 ・ 鉄道施設の建設等の状況
	調査時点	「予測した事項」と同様とする。
	調査地点	廃棄物及び建設発生土の排出される工事区域とする。
	調査方法	現地調査及び関連資料（マニフェスト票等）を整理する。
環境保全 のための 措置の実 施状況	調査時点	「予測した事項」と同様とする。
	調査地点	廃棄物及び建設発生土の排出される工事区域とする。
	調査方法	現地調査及び関連資料（マニフェスト票等）を整理する。